

政令番号254 イプロベンホス

各都道府県での農薬の使用先別使用量（令和3年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県	6.8E+1							68.0
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.0E+2							102.0
8	茨城県	1.2E+3							1,224.0
9	栃木県	1.7E+2							170.0
10	群馬県	1.4E+2							136.0
11	埼玉県	3.2E+2							323.0
12	千葉県	8.2E+2							816.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	1.5E+2							153.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	1.7E+1							17.0
21	岐阜県								
22	静岡県	2.2E+2							221.0
23	愛知県	1.9E+2							187.0
24	三重県	5.8E+2							578.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	3.6E+2							357.0
28	兵庫県	2.9E+2							289.0
29	奈良県	4.8E+2							476.0
30	和歌山県	1.4E+2							136.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県	1.5E+2							153.0
38	愛媛県								
39	高知県	3.2E+2							323.0
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県	5.8E+2							578.0
44	大分県								
45	宮崎県	5.1E+1							51.0
46	鹿児島県	1.4E+2							136.0
47	沖縄県								
	全国	6.5E+3							6,494.0